

税理士による無料申告相談会

この相談会では、書面による申告書の作成もできますが、補助者の付き添いにより、簡単にパソコンで申告書の作成と提出(送信)もできますので、ご利用ください。

●給与所得者(医療費控除・住宅借入金等特別控除・年末調整未済)、年金所得者(土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合は除く)。

●これ以外の所得がある場合は成田税務署が開設する確定申告書作成会場(左記事を参照)をご利用ください。

●住宅借入金等特別控除1年目の人は対応できません。

●2月16日(月)～3月16日(月)の確定申告期間中の市内会場(4ページ参照)は、市職員のみに対応となります。

また、混雑が予想されますので余裕をもつて来場ください。

●無料申告相談会●

Table with 3 columns: 日程, 時間, 場所. 2月9日(月), 10日(火), 12日(木), 13日(金) | 午前10時～正午、午後1時～4時 | イオンモール千葉ニュータウン3階イオンホール(中央北)

※パソコンを使えない人も利用できます
※入退場自由。受け付けは午後3時30分まで。
混雑状況により、早めに受け付けを終了する場合があります。

成田税務署確定申告作成会場

平成26年分の所得税・復興特別所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談と提出のための会場を設置します。この期間中は、成田税務署内には、「作成・相談会場」を設けておりません。なお、作成が完了した申告書は税務署庁舎内でも受け付けられます。(土曜・日曜日、祝日を除く)。

時2月2日(月)～3月16日(月)・いずれも午前9時～午後4時(申告書の提出は午後5時まで。土曜・日曜日および祝日は除く)。

※2月22日(日)、3月1日(日)に限り、確定申告の相談および受け付けを行います。

●イオンモール成田2階イオンホール(成田市ウイングス土屋24)。

※無料相談会・確定申告作成会場の詳細は左記へ。
※混雑時は、早めに受け付けを締め切る場合があります。
●成田税務署(☎5151)。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
収入がなくても申告を

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、世帯の前年1年間の総所得金額などが一定額(基準所得額)以下の場合、その所得に応じて個人均等割・世帯平等割の軽減を受けることができます。
国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、世帯の前年1年間の総所得金額などが一定額(基準所得額)以下の場合、その所得に応じて個人均等割・世帯平等割の軽減を受けることができます。
国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、世帯の前年1年間の総所得金額などが一定額(基準所得額)以下の場合、その所得に応じて個人均等割・世帯平等割の軽減を受けることができます。

社会保険料控除の注意

【後期高齢者医療保険料】

平成26年1月1日から12月31日までに納付された全額が社会保険料控除の対象となります。
確定申告の際、領収書や納付証明書の添付は必要ありませんが、納付された金額を申告書に記載しますので、次の資料を参考にしてください。

- ◆特別徴収の人
◆普通徴収の人
国民年金課高齢者医療年金班(☎内線288・299)。

【国民年金保険料】

平成26年1月～9月30日の間に納付した人には、昨年の11月に控除証明書が郵送されていますが、平成26年10月1日～12月31日の間に初めて国民年金保険料を納付した人は、2月初旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」のはがきが郵送されます。
国民年金保険料は納付した全額が、所得税・市県民税などの社会保険料控除の対象となりますので、申告するまで証明書を大切に保管してください。

イータックス
e-Tax(所得税電子申告、納税)を
利用されるみなさんへ

所得税の確定申告書の提出を、e-Tax(所得税電子申告、納税)を利用して行う人が近年増えていきます。このe-Taxを利用するには、住民基本台帳カード(住基カード)と電子証明書の取得が必要です。
市では、平日来庁できない人のために下表のとおり、取得の申請を受け付けます。

●日程表●

Table with 3 columns: 日程, 時間, 場所. 2月7日(土) | 午前8時30分～正午 | 市役所市民課(大森)
3月7日(土) | 午前8時30分～正午 | 市役所市民課(大森)
2月21日(土) | 午前8時30分～正午 | 印旛支所市民サービス課(美瀬)

※手続きに時間を有するため、いずれも申請は午前11時30分までとします。

●必要なもの: 次のとおり。
①運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付の証明書(有効期限内のもの)。
②写真付住基カードを希望の場合は、写真1枚(上半身、無帽、正面、無背景で、6カ月以内に撮影したもの。縦4.5cm×横3.5cm)。

電子証明書の有効期間に注意
e-Taxを利用するための電子証明書には有効期間があります。有効期間は、証明書の発行日から起算して3年となり、有効期間が満了すると失効し、電子申告などに使用できません。平成24年に電子証明書を取得した人は、本年にその有効期間が満了となります。効力が失われると、再度電子証明書の申請(更新手続き)が必要です。
すでに電子証明書を取得し、今年e-Taxを利用される人は、ご自分の電子証明書の有効性を確認してください。有効性の確認は、「公的個人認証ポータルサイト」(http://www.jpki.go.jp/)の「オンライン窓口」で確認できます。

司法書士無料相談会

相続・贈与などの不動産登記、多重債務問題、成年後見・少額訴訟、会社設立・役員変更等の商業登記など、司法書士業務に関する無料相談会です。
●2月18日(水)・午後6時～8時。
●中央駅前地域交流館(中央南)。
●不要。
●千葉司法書士会佐倉支部支部長・廣瀬(☎043-461-7542)。